

第2章 中間検査実施マニュアル

このマニュアルは、建築基準法第7条の3第1項の規定による中間検査を実施することについて、その検査項目、検査方法等についてまとめたものであります。

中間検査の実施の責任は、行政側にありますが、工事監理の状況の把握も重要な検査の要素であり、現場を熟知している工事監理者たる建築士にチェックシート等を記入していただくことは、短時間で効率のよい検査を行ううえで不可欠であるとの判断によるものです。

このマニュアルは、検査担当者が現場で行う確認事項について検査担当者の立場で書かれたものですが受検者側として是非ともご承知置き頂きたいと思えます。

1 現場検査のチェックシート

チェックシートの記載は、中間検査を受ける前に工事監理者がチェックしてその検査日を記載する。記載における注意事項は次のとおり。

- ① 工事監理者の検査した日付けを検査項目ごとに記入し、該当しない項目は検査日付欄に／印を記入してください。
- ② ※印欄は、検査員記入欄となりますので記入しないでください。
- ③ 検査項目を追加する必要がある場合は、その他の欄に記入してください。

2 現場検査の項目及び方法

共通事項及び構造別の現場検査の項目及び内容は、次のとおり。関係規定を（ ）書きに示す。

1 共通事項用チェックシート関係

共通事項用チェックシートの留意事項は、下記による。

1 確認の表示等

- 1) 確認済表示板の掲示
道路から見易いところに、規則に定める確認の表示板（たて25cm以上、よこ35cm以上）が掲げられているか目視で確認する。（法第89条第1項、規則第11条）
- 2) 設計図書の現場への備え
工事に係る設計図書が工事現場に備えてあるかどうか、工事施工者又は工事監理者から提示を受けて確認する。（法第89条第2項）

2 敷地の安全

- 3) がけ、擁壁等の安全性
建築敷地及びその周囲を目視で、排水、防湿、地盤状況、がけ、擁壁など敷地の衛生及び安全に関する事項を確認する。目視できない事項は、工事監理者からの報告により確認する。
なお、がけ、擁壁、がけからの後退距離等については原則として計測して確認することとするが、工事監理者からの実測報告によることができるものとする。（法第19条、県条例第4条から第6条）

3 敷地と道路の関係など

4) 道路等の幅員、接道要件

原則として、道路等の幅員及び接道幅を計測してそれぞれの必要幅を確認する。目視で十分な寸法があると認められる場合は、工事監理者からの報告によることができるものとする。(法第43条、県条例第7条、第8条、第10条、第17条、第19条)

5) 法第42条第2項道路の道路後退

法第42条第2項により道路後退が必要な場合は、後退距離の確認及び建築物や擁壁が法第44条に抵触しないことを確認する。(法第42条第2項、法第44条)

6) 敷地形状、敷地面積の確認(境界線等)

工事監理者からの説明により敷地境界線及び敷地の形状を確認するとともに、敷地面積を確認する。工事監理者から敷地実測図の提出があれば、これを計測に代えることができるものとする。(法第52条、法第53条)

7) 建築物の配置(道路、隣地からの距離等)

建築物の配置寸法を確認して配置図と照合するとともに、関係規定に適合することを確認する。必要に応じて、工事監理者から説明を受けるものとする。

(法第56条、法第56条の2、県条例第11条、第12条、第17条第2号、第18条、第20条、第21条)

8) 外壁後退距離の確認

外壁後退距離の指定がある場合は、その計測寸法が確認図書と相違していないか確認する。(法第54条)

9) 基礎工法等の確認

基礎の工法について、直接基礎(独立、連続、べた)、杭基礎、地盤改良の有無など工事監理者から報告を受け、必要な資料が整えてあること及びその内容が適正であることを確認する。

(法第20条、令第36条の2、令第38条)

10) 規模、間取りの確認

建築物の規模及び間取りについて、目視で確認図書と相違していないか確認する。

なお、間取り等が目視で確認できない場合は、工事監理者の報告によるものとする。

(法第6条第1項、法第28条、令第19条、令第20条)

11) 建築面積、建ぺい率の確認

建築面積を計測のうえ確認し、建ぺい率が適合しているかを確認する。なお、工事未施工の部分がある場合は、工事監理者の報告により確認するものとする。(法第53条)

12) 延べ面積、容積率との整合

延べ面積を計測のうえ容積率が適合しているか、確認図書と整合しているかを確認する。

なお、工事未施工の部分がある場合は、工事監理者の報告により確認するものとする。

(法第52条)

4 高さ制限等

13) 立面図、断面図との整合

建築物の立面、断面を、目視で確認図書と相違していないか確認して、各種高さ制限等に抵触していないかを確認する。なお、工事未施工の部分がある場合は、工事監理者の報告により確認するものとする。(法第55条、法第56条、法第56条の2)

14) 道路からの距離、高低差

前面道路による高さ制限に適用される「道路から建築物の後退距離」及び「前面道路と敷地の高低差」を確認図書と照合し確認する。なお、工事未施工の部分がある場合は、工事監理者の報告により確認するものとする。（法第56条）

15) 軒の高さ、最高の高さ、軒の出寸法等

高さ制限等の適合の判定のため、軒の高さ、最高の高さ、軒の出寸法等を設計図書と照合し確認する。なお、工事未施工の部分がある場合は、工事監理者の報告により確認するものとする。（法第6条第1項、法第21条、法第33条、法第55条、法第56条、法第56条の2）

16) 道路斜線、北側斜線等との整合

検査項目13、14、15を総合的に判断し、道路斜線制限、隣地斜線制限、北側斜線制限等に適合するか確認する。なお、工事未施工の部分がある場合は、工事監理者の報告により確認するものとする。（法第56条）

17) 日影規制との整合

日影規制の指定がある場合は、検査項目13及び15を総合的に判断して日影規制の制限に適合しているかを確認する。なお、工事未施工の部分がある場合は、工事監理者の報告により確認するものとする。（法第56条の2）

5 その他

18) 工事現場の危害の防止措置

施工者の行う工事現場の危害の防止措置（仮囲い、根切り及び山留めの危害防止、基礎工使用機械等の転倒防止、建て方、工使用材料の集積、火災の防止）が、妥当なものであるか確認する。特に、次の事項に注意すること。

（法第90条、令第136条の2の16から第136条の8）

- a) 原則として、木造の建築物で高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの又は木造以外の建築物は、高さ1.8m以上の仮囲いを設ける。（令第136条の2の16）
- b) 原則として、深さ1.5m以上の根切り工事を行う場合は、山留めを設ける。また、建築工事等における根切り及び山留めについては、山留めを補強し、排水を適当に行う等これを安全な状態に維持するための措置を講ずる。（令第136条の3）
- c) 工事現場の境界線から水平距離が5m以内で、かつ、地盤面からの高さが7m以上の場合は、鉄網又は帆布でおおう等落下物防止措置を講ずる。（令第136条の5）
- d) 建築物の建て方を行うに当たっては、仮筋かいを取り付ける等荷重又は外力による倒壊を防止するための措置を講ずる。（令第136条の6）

2 木造：軸組工法用チェックシート関係

構造別の留意事項

木造（軸組工法）

検査の重要項目

- ① 法令・告示に規定されている事項の確認
- ② 各部材のサイズ、材質等の確認
- ③ 筋かいを入れた軸組、耐力壁の釣合い良い配置及び長さの確認
- ④ 特殊な工法や材料を使用した場合の確認

チェックシートの留意事項は、下記による。

1 使用材料

- 1) 木材、合板等の種類、品質
主な木材、合板等の種類、品質 について、日本工業規格又は日本農林規格に適合しているか確認する。（法第37条、令第144条の3）
- 2) 釘、ボルト等、緊結金物の品質
主な釘、ボルト等、緊結金物の品質について、日本工業規格に適合しているか確認する。（法第37条、令第144条の3、平12建告第1446号）

2 土台及び基礎

- 3) 土台の形状、寸法等
土台の形状、寸法、材種等を確認し、設計図書と照合する。また、材料に、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないか確認する。（令第41条、令第42条第1項）
- 4) 基礎の形状、寸法
基礎の形状、寸法を、設計図書と照合する。
（令第38条、令第42条第2項、平12建告第1347号）
- 5) 基礎のひび割れ、不同沈下
基礎のひび割れ及び不同沈下の有無を確認する。（令第38条）
- 6) アンカーボルトの長さ、位置等
土台と基礎に構造上支障のあるズレがないか確認するとともに、アンカーボルトの長さ、位置等を、目視及び工事写真にて設計図書と照合する。（令第42条第2項）

3 柱

- 7) 柱の小径、寸法、品質
柱の小径、寸法、材種等を、設計図書と照合する。また、材料に、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないか確認する。（令第41条、令第43条第1項）
- 8) 1階柱の小径
原則として、1階の構造耐力上主要な部分の柱の小径が13.5cm以上であることを確認する。ただし、構造計算等によって安全が確かめられている場合は、設計図書の小径と照合する。（令第43条第2項）
- 9) 柱の欠き込み補強
柱の所要断面積の1/3以上を欠き取ってある場合は、その部分の補強の有無を確認する。（令第43条第4項）

- 10) 通し柱の位置、寸法、金物補強
隅柱又はこれに準ずる柱が、通し柱としてあること又は接合部を通し柱と同等以上の耐力を有する補強がしてあることを確認する。（令第43条第5項）
- 11) 柱の有効細長比150以下
構造耐力上主要な部分である柱の有効細長比が、150以下であるか確認する。
（令第43条第6項）
- 12) 部材の緊結
柱と土台、梁又は桁との仕口が、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の建設大臣が定める構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結してあるか確認する。
（令第47条第1項、平12建告第1460号）

4 横架材

- 13) 横架材の形状、寸法、品質
梁及び桁の形状、寸法、材質等を確認して設計図書と照合する。また、材料に、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないか確認する。（令第41条、令第46条）
- 14) 中央部の欠き込み禁止
梁、桁その他の横架材には、その中央部附近の下側に耐力上支障のある欠込みが無いか確認する。（令第44条）
- 15) 部材の緊結
梁及び桁の継手又は仕口が、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の建設大臣が定める構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結してあるか確認する。
（令第47条第1項、平12建告第1460号）

5 筋かい

- 16) 筋かいの形状、寸法、品質
筋かいの種類、形状、寸法、材種等を確認して設計図書と照合する。また、材料に、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないことを確認する。
（令第41条、令第45条第1項及び第2項、令第46条第4項）
- 17) 筋かい端部の金物緊結
筋かいの端部を、柱と梁その他の横架材との仕口に近接して、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結してあるか確認する。また、緊結方法が、筋かいの種類に応じた建設大臣が定める仕口の構造方法であるか確認する。
（令第45条第3項、令第47条第1項、平12建告第1460号）
- 18) 欠込み禁止又は補強
筋かいには、欠込みがないことを確認する。ただし、筋かいをたすき掛けにするためやむを得ない場合においては、必要な補強の有無を確認する。（令第45条第4項）

6 軸組等

- 19) 釣合い良い配置
すべての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組を釣合いよく配置してあるか確認する。
（令第46条第1項、平12建告第1352号）

- 20) 床組、小屋ばりの火打材、剛性床
床組及び小屋ばり組の隅角には火打材を使用していることを確認する。ただし、その他の構造方法で床剛性が確保されている場合は、その構造方法を確認をする。(令第46条第3項)
- 21) 小屋組の振れ止め
小屋組には振れ止め(小屋筋かい及びくも筋かい)が設けてあるか、その他の有効な振れ止めがなされているかを確認する。(令第46条第3項)
- 22) 軸組の種類、必要長さ
各階の張り間方向及びけた行方向に、それぞれ必要な壁又は筋かいを入れた軸組の長さが設けてあるかを、設計図書と照合する。(令第46条第4項)
- 23) 軸組、構造用合板の規格、緊結
水平力を負担する壁又は筋かいを入れた軸組の種類を確認し、その材料の規格、緊結の状況を確認する。(令第46条第4項)

7 継手又は仕口

- 24) ボルト等による緊結
柱、横架材及び筋かい以外の構造耐力上主要な部分である継手又は仕口が、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の建設大臣が定める構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結してあることを確認する。(令第47条第1項、平12建告第1460号)
- 25) 座金の形状、厚み
継手又は仕口をボルト締とする場合には、ボルトの径に応じた有効な大きさと厚さを有する座金を使用しているか確認する。(令第47条第2項)

8 その他

- 26) 外壁の腐りやすい部分の防水紙
外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用していることを確認する。なお、工事が未施工の場合は、工事監理者の報告により確認する。(令第49条第1項)
- 27) 地面から1m以内の防腐、防蟻措置
構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から1m以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、防蟻措置が講じてあるか確認する。
ただし、和室等の柱で柱面を露出させる部分を除く。(令第49条第2項)
- 28) 地盤面からの床高
最下階の居室の床が木造である場合は、直下の地面からその床の上面まで45cm以上であることを確認する。ただし、床下をコンクリート、たたきその他これらに類する材料で覆う場合などは除く。(令第22条第1号)
- 29) 床下換気孔の設置
最下階の居室の床が木造である場合は、外壁の床下部分に壁の長さ5m以下ごとに面積300cm²以上の換気孔を設け、これにねずみの侵入を防ぐための設備がしてあるか確認する。ただし、床下をコンクリート、たたきその他これらに類する材料で覆う場合などは除く。
(令第22条第2号)

4 RC基礎用チェックシート関係

構造別の留意事項

鉄筋コンクリート造

検査の重要項目

- ① 法令・告示に規定されている事項の確認
- ② 各部材の材質、サイズ、鉄筋径、本数、ピッチの確認
- ③ 鉄筋の継手の種類、位置、長さ等の確認
- ④ 各部材接合部の定着方法及び定着長さ確認
- ⑤ 各部位の補強の状況確認
- ⑥ 特殊な工法や材料を使用した場合の確認

チェックシートの留意事項は、下記による。

1 使用材料

- 1) コンクリート等の種類、品質

コンクリートに使用するセメントその他の建築材料の種類、品質について、日本工業規格に適合していることを確認する。（法第37条、令第144条の3）

- 2) コンクリートの強度、調合

コンクリートの強度、調合について、コンクリート調合計画書によって、設計図書の設計基準強度以上であることを確認し、骨材の大きさ、粒度及び粒形、混和材料、コンクリートの凝固及び硬化を妨げる有害物質の有無を確認する。

なお、コンクリートの圧縮強度試験については、供試体の養生方法により試験材齢日が異なるため注意を要する。

（令第72条、令第74条、令第91条、昭56建告第1102号、平12建告第1446号）

- 3) 鉄筋の種類、規格

鉄筋の材質については、圧延マークや色別表示による確認方法があるが、一般的にはミルシートによる確認となる。また、圧接抜取りによる引張試験結果で母材破断の場合の降伏点及び引張強度試験結果なども参考となる。

（令第90条、昭55建告第1794号、平12建告第1446号）

2 基礎

- 4) 基礎の種別の確認

基礎の種別（直接基礎、杭基礎等）を、確認図書と確認する。また、原則として異なる構造方法による基礎を併用していないかを確認する。（令第38条）

- 5) 支持地盤の確認

支持地盤については、直接目視できる場合は地層、構成等により判断し、また杭基礎等直接目視できない場合には、試験杭の際の堀削土標本の確認若しくは、杭の施工結果報告書等と地盤調査報告書を照合することにより確認する。

また、土質については、ボーリング等により土の試料が得られる場合は、目視で確認する。

（令第38条、令第93条、昭46建告第111号）

- 6) 基礎、地中梁の配置

基礎、地中梁の配置について、確認図書と確認する。（令第38条）

- 7) フーチングの形状、寸法
フーチングの形状、寸法について、確認図書と確認する。(令第38条)
- 8) ベース筋の径、配筋、かぶり厚さ
ベース筋の径、配筋、杭頭補強筋等について、確認図書と確認する。かぶり厚さについては、6 cm以上の数値が確保されているか確認する。(令第38条、令第79条)
(参考図書：配筋指針「基礎」等)
- 9) 耐圧版の厚み、配筋、かぶり厚さ
耐圧版の厚み、配筋について、設計図書と確認する。かぶり厚さについては、6 cm以上の数値が確保されているか確認する。(令第38条、令第79条)
- 10) 地盤改良の種類、施工状況
地盤改良を行った場合は、その種類及び施工状況を地盤改良施工結果報告書等で確認する。
(令第38条)
- 11) 杭の種類、工法、位置、本数、径等
杭の施工結果報告書で、その種類、工法、位置、本数、径、施工深度又は杭の心ずれ等を確認する。また、基礎や杭が偏心している場合は、ベース筋又は地中梁に対する補強鉄筋が適切に施工されているかを確認する。(令第38条、令第73条)
偏心による補強の必要性については、当初設計の余裕度により異なるため原則として構造計算により確認する。しかし、杭の偏心が10 cm程度の場合には、杭材強度の余裕度に期待し基礎ばりへの曲げ戻しを行わないのが一般的である。(参考図書：配筋指針「基礎」等)
- 12) 杭の主筋、帯筋、かぶり厚さ
場所打杭の場合は、杭の施工結果報告書及び工程写真で、その種類、位置、主筋の径及び本数、帯筋、かぶり厚さ、施工深度等を確認する。かぶり厚さについては、6 cm以上の数値が確保されているか確認する。(令第38条、令第79条)
- 13) 杭又は鉄筋の継手位置等
杭の継手又は場所打ち杭の主筋の継手位置等について、杭の施工結果報告書及び工程写真で確認する。(令第38条)

3 地中梁

- 14) 地中梁の形状、寸法
地中梁の形状、寸法について、確認図書(構造詳細図)のはり筋リストで、はりせい、はり幅等を確認する。(令第78条)
- 15) 鉄筋の径、配筋、かぶり厚さ
はり筋リストで、鉄筋径、本数、位置、あばら筋ピッチ(中子筋含む)、あばら筋のフック形状、かぶり厚さ等を確認する。かぶり厚さについては、4 cm以上の数値が確保されているかを確認する。
また、基礎や杭が偏心している場合は、地中梁に対する補強鉄筋が適切に施工されていることを確認する。(令第73条、令第78条、令第79条)
(参考図書：配筋指針「基礎ばり」等)
- 16) 鉄筋の継手位置、長さ
原則として、鉄筋の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の25倍以上であること、継手を引張力の最も小さい部分以外に設ける場合にあつては、主筋等の径の40倍以上であることを確認する。(令第73条)
(参考図書：JASS5「鉄筋間隔・あきの最小寸法」等)

17) 主筋の圧接状況

主筋の継手をガス圧接とする場合は、圧接部の形状を目視、計測により確認し、強度等については試験成績書などにより確認する。また、特殊鉄筋継手については、認定、評定により承認された設計施工要領書のとおり施工されているかを確認する。

(令第73条、平12建告第1463号)

18) 主筋の定着

確認図書(構造詳細図)の架構詳細図、標準仕様図等では主筋の柱への定着(柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上)を確認する。特に、定着起点から柱折り曲げ部までの距離を確保すること及び折り曲げ部の仕口内での位置が重要なので注意を要する。

(令第73条、令第78条) (参考図書: JASS5「梁筋の定着」等)

19) 中吊り筋の位置

中吊り筋の位置を確認図書と照合し、確認する。特に、中吊り筋の下がりすぎ、第一段筋との間隔不足に注意を要する。(令第78条)

20) 梁貫通部の鉄筋補強

梁貫通部の鉄筋補強については、既製の認定品が多いので使用方法等要件を満たしているかを確認図書の標準仕様図又は認定設計施工要領で確認する。(令第78条)

4 柱

21) 柱型の形状、寸法

確認図書(構造詳細図)の柱筋リストで、柱の断面径を確認する。(令第77条)

特に柱筋の配置でX、Y方向を取り違えている場合があるので注意をする。

22) 鉄筋の径、配筋、かぶり厚さ

柱筋リストで、鉄筋径、本数、配置方向、帯筋ピッチ(中子筋含む。)、帯筋のフック形状等を、確認図書で確認する。特に柱筋の配置でX、Y方向を取り違えている場合があるので注意をする。また、柱筋と帯筋の結束については、柱の絞り部分にあそびが出やすいので注意を要する。

かぶり厚さについては、3cm以上の数値(直接土に接する柱にあっては4cm以上)が確保されているかを確認する。(令第77条、令第79条)

(参考図書: JASS5「鉄筋間隔・あきの最小寸法」、配筋指針「帯筋、副帯筋の一般形状」等)

23) 柱主筋のフーチング等への定着

柱脚部分の柱筋の収まり、柱主筋のフーチング等への定着を確認する。(令第73条)

(参考図書: 配筋指針「柱脚(最下階)の配筋」等)

24) 柱主筋の継手位置

柱主筋の継手位置について、仕様書等で確認する。特に、重ね継手においては柱出隅部分の主筋端部のフックを確認し、圧接継手においては隣接する鉄筋の圧接位置相互の間隔を確認する。(令第73条)

(参考図書: JASS5「柱筋の継手の位置及び定着」、「ガス圧接継手」等)

5 床版

25) 床版の厚さ、配筋

確認図書(構造詳細図)のスラブ筋リストで厚さ、主筋方向、鉄筋ピッチ、径等を確認する。特に短辺方向に主筋が配置されているかを注意する。(令77条の2)

26) スラブ筋の定着、かぶり厚さ

スラブ筋の定着長さ、定着方法、継手位置、継手長さ、かぶり厚さ等を確認する。かぶり厚さについては、2 cm以上の数値（直接土に接する床版にあっては4 cm以上）が確保されているかを確認する。

片持ちスラブについては上端筋の位置が正しく保たれているか、定着長さが確保されていることを確認する。また、元端のスラブ厚さが確保されていることを確認する。特に、開口部を設ける場合鉄筋を切断する例が多いので、切断した鉄筋と同じ鉄筋量の補強がなされているかを確認する。（令第73条、令第77条の2、令第79条）

（参考図書：配筋指針「床スラブ配筋」、「片持スラブ」等）

6 耐力壁

27) 耐力壁の位置

確認図書の構造図で、耐力壁の位置及び厚さ（12 cm以上）等を確認する。

（令第78条の2）

28) 耐力壁の鉄筋の定着

鉄筋径、間隔、定着長さ、定着方法、継手位置、継手長さ、かぶり厚さ等を確認図書で確認し、鉄筋が各部位に定着されていることを確認する。かぶり厚さについては、3 cm以上の数値（直接土に接する壁にあっては4 cm以上）が確保されているかを確認する。

また、二次壁等ではりの落とし込みのため、壁の横筋がカットされたままで定着していないことがあるので注意を要する。壁の開口部については、特にひび割れが生じ易い部分であるので、標準仕様図のとおり補強筋の施工（差し筋）がされているかを確認する。

（令第78条の2、令第79条）

（参考図書：JASS5及び配筋指針「壁筋の定着」、「壁筋の継手位置」、「壁開口補強」等）

7 その他

29) 型枠及び打継ぎ面

型枠の締め付け、清掃状況及びコンクリート打設状況を確認する。型枠の施工や清掃及びびじゅんか処理が適切に行われていない場合、断面欠損やかぶり厚さ不足となりやすいので、注意して状況の確認を行う。また、コンクリートの打継ぎ面の施工は、構造耐力上重要であるため洗浄処理等が行われていることを、ヒアリング等により確認することが望ましい。

（令第37条、令第76条、令第79条）

（参考図書：JASS5「型枠の検査」、「打継ぎ」等）

30) コンクリートの養生

コンクリートの打込み中及び打込み後の湿潤養生方法、期間、養生温度、振動・外力からの保護などについて、ヒアリング、目視等により確認する。（令第75条）

31) 型枠及び支柱の除去

型枠及び支柱の存置期間及び既存部分のコンクリート打設後の養生方法が適切に行われているか、ヒアリング、目視等により確認する。

（令第75条、令第76条、昭46建告110号）